工事請負契約書(案)

工 事 名 静岡大学(大谷)バス停周辺整備工事 請負代金額 金 円也

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

円)

発注者 国立大学法人静岡大学 契約担当役 財務施設部長 近 藤 裕 史 と 受注者 との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、別冊の図面及び特記仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。
- 第2条 工事は、以下の場所において施工する。 静岡県静岡市駿河区836 (静岡大学大谷団地構内)
- 第3条 着工時期は、令和7年 月 日とする。
- 第4条 完成期限は、令和7年12月10日とする。
- 第5条 工事を施工しない日は、原則、特記仕様書の施工条件に記した日時とする。なお、実施工程表 提出時に、土曜・日曜・祝日、及び受注者の夏季休暇・年末年始休暇等について、発注者、受注 者間で協議する。また、工事を施工しない時間帯は、原則、午後6時から午前6時までとする。 なお実施工程表提出時に、他律的な要因により配慮が必要な場合においては、発注者、受注者間 で協議する。
- 第6条 契約保証金は免除する。
- 第7条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
- 第9条 完成通知書は静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
- 第10条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判 所とする。
- 第11条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者と が協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 静岡県静岡市駿河区大谷836 国立大学法人静岡大学 契約担当役 財務施設部長 近藤裕史

受注者